回　覧

不燃ごみ及び有害ごみの「分別方法」について

市民の皆様へ

日頃から、環境行政の推進につきましてご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

近年、『二次電池（リチウムイオン電池等）』が原因による発煙・発火が全国で頻発しております。

幸いにも、本市では、大きな事故には至っておりませんが、不燃ごみの中に混入している事例が確認されておりますので、『**分別方法**』を今一度ご確認いただき、ごみの適正な分別にご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

1　ごみの出し方について

（1）**決められた収集日の８時までに、出しましょう。**

（2）**有料収集のごみは、必ず富津市指定のごみ袋を使用しましょう。**

（3）**出したいごみの収集日に間違いがないか確認しましょう。**

※不燃ごみ及び有害ごみの収集日　１週間に１回 地区１：木曜日　　地区２：水曜日

（4）**決められたごみステーションですか。**

お住まいの地域で決められたごみステーションかご確認ください。

（5）**ごみステーションをきれいに使いましょう。**

収集日を間違って出されたごみは、悪臭・散乱の原因となってしまい、近隣の人たちに迷惑をかけてしまいます。また、**ルール違反のごみは収集せず**、違反シールを張りますので、心当たりのある方は、すぐにルールに従って出していただくようお願いします。

2　不燃ごみの主な品目

（1）**小型家電製品類**

ドライヤー、電子レンジ、炊飯器、ラジオなど

（2）**金属類**

やかん、フライパン、包丁など

（3）**陶磁器類**

皿、土鍋、お茶碗など

（4）**ガラス類**

灰皿、花びんなどのガラス調度品

（5）**その他**

傘、ライターなど

お問い合わせ　市民部環境保全課環境センター　電話：０４３９－３７－２０２０

3　有害ごみの主な品目

（1）**乾電池**

マンガン・アルカリ・リチウムなどの一次電池

（2）**蛍光灯**

4　分別における注意点

（1）不燃ごみ

①**不燃ごみの指定ごみ収集袋に入るものが対象となります**。

②**指定ごみ収集袋以外の袋に入れたもの**や指定ごみ収集袋を**そのものに貼付けたり**、指定ごみ収集袋から**はみ出しているもの**は、**収集しません**。

※例外として、傘については、指定収集袋からはみ出していても収集を行います。

③指定ごみ収集袋に入らないものは、**粗大ごみ**となりますので、環境センターへ直接搬入するか、粗大ごみ戸別有料収集をご利用ください。

④小型家電製品類で、**乾電池**や**二次電池**を使用している機器は、必ず取り外してください。

⑤**包丁**や**割れてしまった陶磁器類やガラス類**は、**金属製の箱などに入れ見えるように「危険」**と表記し、出してください。

⑥**ライター**は、残留しているガスが原因で火災となる事例も発生していますので、**必ず使い切るか、残留しているガスを抜いて**から出してください。

⑦飲食用の缶類やびん類は、**資源ごみ（缶・びん・ペットボトル）の指定ごみ収集袋**に入れ指定されている収集日に出してください。

（2）有害ごみ

①乾電池を出すときは、**＋極**と**－極**を、セロテープやビニールテープなどで覆い、**絶縁**し**指定袋が入っている外袋**を使用するか、市販のビニール袋などに「**乾電池**」と書いて出してください。

②蛍光灯を出すときは、**購入時の箱**に入れるか、**不用な紙で包むなど**、割れて危険がないように出してください。

5　二次電池（リチウムイオン電池等）の処分について

二次電池は、これまでは市での回収は行わず、『一般社団法人 JBRC の回収協力店』で回収していましたが、令和７年６月から**環境センター**と**市役所環境保全課窓口**において直接回収を行っています。必ず**絶縁処理**（ビニールテープなどで金属端子部分を覆うように貼り付ける）をしてから、上記の回収場所まで直接お持ち込みください（電池部分のみの取り外しが困難な製品についてはそのままで構いません）。

なお、破損や変形により発熱・発火する危険性が高く、収集車や処理施設における火災事故の原因となりますので、不燃ごみ等として**ごみステーションには絶対に出さないでください**。

お問い合わせ　市民部環境保全課環境センター　電話：０４３９－３７－２０２０